

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桜井市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.3%
全職員	66.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.0%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.8%
31～35年	86.7%
26～30年	88.7%
21～25年	88.7%
16～20年	93.0%
11～15年	82.1%
6～10年	86.0%
1～5年	95.7%

【説明欄】

- 全職員に係る情報のうち、全職員の差異が大きくなっているのは、臨時的任用職員・会計年度任用職員の女性比率が多く、常勤職員が多い男性とは給与差が大きくなるため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。